

川越市市民会館大ホール閉館記念イベント冠使用に関する基準

1 冠使用に関する基本的な考え方

川越市市民会館大ホール閉館記念イベントの冠使用（事業等を実施するに当たり、事項に定める冠を掲げて当該事業等を実施することをいう。以下同じ。）は、市長が冠使用を希望するものに対し、その使用を承認する。

2 冠の呼称

冠の呼称は、「川越市市民会館大ホール閉館記念イベント」とする。ただし、これに類するものである場合は、この限りではない。

(例)

- ・市民会館大ホール閉館記念
- ・ありがとう市民会館大ホール など

3 対象事業等

(1) 対象事業等

冠使用を承認する事業等は、次のいずれにも該当する事業とする。

① 実施主体

川越市、関係行政機関及び市内の各種団体等が自らの責任において行う事業等

② 期間

平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間に実施される事業

③ 内容

市民の誰もが鑑賞出来る公開の事業等であって、本市の文化芸術を振興し、川越市市民会館大ホール閉館記念事業にふさわしいもの。

(2) 対象外とする事業等

次のいずれかに該当すると認められる事業等は、冠使用を承認する事業等としない。

- ① 政治的又は宗教的な内容を含む事業等
- ② 法令等に違反し、又は違反するおそれがある事業等
- ③ 公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業等
- ④ 事故防止等安全面に十分な措置が講じられていない事業等
- ⑤ その他市長が不相当と認める事業等

4 冠使用の期間

冠使用の期間は、事業等について冠使用の承認を受けた日から事業等の終了日又は平成27年6月30日のいずれか早い日までとする。

5 承認の申出

冠使用の承認を受けようとするものは、別に定める川越市市民会館大ホール閉館記念イベント計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

6 承認等の決定等

(1) 承認等の決定

市長は、前項の計画書の提出があったときは、第3項に定める対象に適合するか否かを審査し、冠使用の承認又は不承認を決定するものとする。

(2) 通知

市長は、前号に定めるところにより、冠使用申請の結果について川越市市民会館大ホール閉館記念イベント冠使用結果通知書（様式第1号）により、冠使用の申出をしたものに通知するものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、冠使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

8 施行期日

この基準は、平成26年6月30日から施行する。